

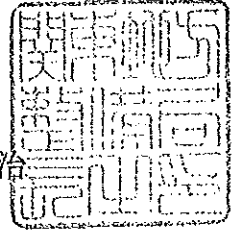


国関整道調第29号
19都市基街第610号
平成19年12月28日

杉並区長 山田 宏 様

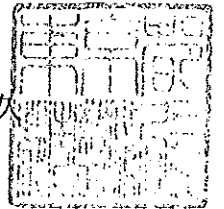
国土交通省関東地方整備局長

北 橋 建 治



東京都都市整備局長

只 腰 憲 久



東京都市計画道路（東京外かく環状道路）の変更に係る要望について（回答）

東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の都市計画変更案に対する意見とあわせて、平成19年1月12日付け18杉並第68617号により要望のありました事項について、別紙のとおり回答します。

国土交通省及び東京都では、今後とも貴区からの意見・要望について、真摯に対応してまいりますので、ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

東京外かく環状道路の計画に係る要望事項への回答

東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）については、東京都都市計画審議会の議を経て、本年4月に嵩上式（高架構造）から大深度地下を利用した地下式（トンネル構造）に都市計画を変更しました。

今回、貴区から出された意見・要望については、区民参加や審議会等での検討を経て取りまとめられた結果であると認識しております。今後は、本回答書を踏まえ、貴区と連携して地域ごとのPIを実施するなどして、適切な役割分担のもと、具体的な課題の解決に取り組んでいきます。

1. 交通対策について

(1) インターチェンジの設置により、インターチェンジに接続する道路の交通の流れは、交通量予測の検討結果から、大きな影響がないものと考えています。

なお、周辺の生活道路等へ侵入する交通対策については、貴区及び関係機関と調整のうえ、現地の状況の把握、インターチェンジ周辺の交通分析、将来の土地利用動向等を調査し、事業の進捗に合わせて、必要に応じ検討していきます。

(2) 及び(3) インターチェンジへのアクセス及び周辺の交通分散を図るため、周辺道路整備等をあわせて行うことが必要であると考えています。都市計画道路をはじめとする周辺道路の整備については、今後、貴区及び関係機関と調整を図り、適切な役割分担のもとに、推進していきます。

(4) 外環の整備にあたっては、インターチェンジ周辺地域の生活道路の安全性の確保が重要であると考えています。生活道路の交通安全対策等については、貴区と連携して関係機関との調整に努めます。また、財政的な措置については、今後、貴区の対策の具体的な内容が明らかになった段階で、別途、検討いたします。

2. 環境対策について

(1) 貴区から出された意見等については、今後、解決に向けて必要に応じて調査を行い、地域の意見を十分に聴いた上で、貴区と連携して具体的な解決策を検討していきます。

(2) 外環では、法に基づく環境影響評価を適切に行なっており、大気質、騒音、振動など18項目について予測及び評価を行ない、本年4月に環境影響評価書を公告・縦覧しています。

環境影響評価書では、環境への影響を適切に把握できる地点を予測地点に設定しています。また、インターチェンジ周辺部の大気質、振動、騒音については、環境保全措置を講じることにより、周辺環境に著しい影響を及ぼさないと評価しています。

なお、今後、事業の進捗に合わせて、一般道路を含むインターチェンジ周辺の状況を把握し、必要に応じて、適切な環境対策を検討していきます。

- (3) 環境影響評価書では、水循環の予測及び評価を、法に基づき適切に実施しています。今後、具体化にあたっては、善福寺池周辺等のボーリング調査を含めた地下水や湧水に関する調査、地下水のモニタリング調査など、水循環に係る必要な調査を、関係機関と調整のうえ、行っていきます。また、工事前、工事中及び供用後におけるモニタリング調査の結果等については適切な情報提供に努めていきます。
- (4) 地下水流動保全工法に関しては、今後、地質及び地下水位等の詳細な調査を行い、地下水の流動状況について詳細な分析を行いつつ、他の施工事例も参考に十分検討したうえで、具体的な工法を検討、実施していきます。また、工事中は適切な施工管理等に努めるとともに、工事前、工事中及び供用後はモニタリング調査を行いつつ、適切な維持管理や情報提供を行うなど、所要の措置を講じます。
- (5) 開削工事、トンネル工事の実施にあたっては、貴区をはじめ関係機関と調整し、地質及び地下水位等の詳細な調査や、地下水流動状況の詳細な分析を行います。また、他の施工事例も参考にしながら、事業に伴う水環境への影響と対策を検討し、必要に応じ適切な措置を講じます。
- (6) 工事前、工事中及び供用後のモニタリング調査については、環境影響評価に基づき事後調査を行い、その結果について情報提供を行うなど、事業者として所要の措置を講じます。
- (7) 大深度を活用した地下方式とするにあたり、「大深度地下の公共的使用における環境の保全に係わる指針」（平成16年2月、国土交通省）を踏まえて、事業の各段階で、地下水、地盤沈下、化学反応、掘削土の処理について適切に実施していきます。
- (8) 今後、換気所周辺の大気質の状況を十分に把握するとともに、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の削減技術の開発動向を踏まえ、必要に応じ最新技術の活用を図るなど検討していきます。

3. 地上部街路(外環ノ2)について

- (1) 外環の地上部街路については、沿線住民等の意見を踏まえ、これまで、「現計画の幅員を維持する」、「幅員を縮小する」、「計画を廃止する」の3つの考え方を示してきました。

地上部街路は、本年4月に外環本線を地下方式に都市計画変更したことにより、東京の都市計画道路ネットワークを構成する通常の都市計画道路の一つになっておりますが、

これまで沿線区市の要望に対して、この道路の必要性を検証する旨を回答してきた経緯があります。

こうした状況を鑑み、都としては、環境、防災、交通ネットワークの観点を踏まえて、この道路の必要性や整備のあり方等を、早期に地元を示し、広く意見を聴いた上で、今後の方針をとりまとめていきます。

- (2) 生活再建救済制度については、外環都市計画区域内の土地を対象に、相続の発生、建物の建て替え、土地の有効利用が図られないなど、生活設計に支障を来している地権者からの申し出に基づいて土地を取得する制度として、平成15年度より沿線区市の協力を得て実施してきました。

外環は地下方式に都市計画決定しましたが、地上部街路に係る地権者の生活再建については、別途、貴区とともに調整していきたいと考えています。

4. 今後の外環計画の進め方について

- (1) 及び(2) 外環は、本年4月に地下式に都市計画決定しており、今後、沿線の地域ごとの諸課題に取り組んでいくことが重要と考えています。

今後は、貴区と連携のうえ、住民の意見を十分に聴きながら、地域の具体的な課題の解決に取り組んでいきます。また、今後も積極的な情報提供を行ない、事業実施に向け理解が得られるよう努めていきます。

- (3) 外環の整備にあわせ地域のまちづくりを進めていくことは、沿線地域の安全性や快適性の向上、環境改善に寄与し、地域の活性化を図る上で重要であると考えています。貴区がまちづくりに取り組む際には、積極的に協力、支援を行なっていきます。

- (4) 外環の事業スケジュールについては、今後も、節目節目で、地元住民をはじめ貴区区民に適切な情報提供を行なっていきます。

5. その他

- (1) インターチェンジ周辺地域の工事中及び供用後の交通安全については、事業の進捗に合わせて、貴区と調整しながら、交通弱者に配慮した具体的な対策を検討していきます。

- (2) 都市計画手続において、住民及び利害関係人から提出された意見書については、都市計画法第18条第2項に基づき、都市計画審議会に要旨を提出することとなっており、他の機関への公開について定めておりません。また、同法は意見書の提出について、広く関係市町村の住民及び利害関係人に対し認めております。

これらを踏まえ、意見書を居住地域について分類し、関係区市に公開することは致しません。